2026 年 10 月 6 日

お客様各位

株式会社ミロク情報サービス

Edge Tracker 年末調整申告　令和 8 年版のリリースについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

Edge Tracker 年末調整申告のリリースについて、ご案内がまとまりましたのでご連絡いたします。

令和 8 年分の年末調整に関する法改正（基礎控除・給与所得控除の見直し、生命保険料控除の引き上げ、扶養親族等の所得要件の改正）に対応します。基礎控除・給与所得控除・所得要件は計算やチェックの変更が中心ですが、生命保険料控除の引き上げに伴い、**保険料控除申告書に「23 歳未満の扶養親族」の入力欄を追加します。**「２．」③の画面イメージと対象となる親族をご確認ください。

なお、12 月に給与の支給がなく改正前の規定で年末調整を行う従業員には、Edge Tracker 年末調整申告は対応していません（「３．」⑧）。該当する従業員がいる場合の対応手順は、お知らせサイト（2026 年 10 月 18 日掲載予定）でご案内します。

また、例年ご案内している前年流用および MJS 給与システムへの連携に関する注意事項（「３．」②④）についても、改めてご確認くださいますようお願いいたします。特に今年は、令和 8 年版になる前の MJS 給与システムへ連携してもエラーにならず、誤った内容が連携されます。連携の実施日（「３．」④）を必ずご確認ください。

敬　具

記

１．リリース日程および対応内容について

現在、予定しているリリース日程は次の通りです。

【リリース予定日】

システム名	リリース予定日
Edge Tracker 年末調整申告	＜一次対応＞　2026 年 10 月 18 日（日）6:00 ＜二次対応＞　2026 年 11 月 1 日（日）6:00

詳細な対応内容については、今後発信するお知らせを参照してください。

一次対応	・法改正対応および各種申告書入力対応 ・従業員入力完了ステータスの見直し（UI 改善） ・制限付き業務管理者権限への所属制御追加 ・『年調から MJS 給与への連携』の無効化
二次対応	・スマートフォン最新 OS（iOS27／Android17）対応 ・『年調から MJS 給与への連携』の有効化（2026 年 11 月 2 日（月）0:00）

※制限付き業務管理者権限への所属制御追加について、設定時の制限事項がありますので別紙「Edge Tracker 年末調整申告　制限事項のご案内」を参照してください。

２．令和８年分所得税の年末調整に関する改正について

令和８年度税制改正（下記①②④）は、原則として令和８年 12 月１日に施行され、令和８年分以後の所得税について適用されます。なお、下記③生命保険料控除の引き上げは、令和７年度税制改正により令和８年分の所得税について適用されるものです（令和８年度税制改正により、適用期限が令和９年分まで延長されています）。令和８年版 Edge Tracker 年末調整申告の一次対応リリースは、これらの改正に対応したプログラムが適用されます。改正前の控除額では計算されないため、ご注意ください。

令和 ８ 年分の年末調整に関係する改正は、次の内容となります。概要については、国税庁ホームページの「令和８年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について」等をご確認ください。

①基礎控除の見直し
②給与所得控除の見直し
③生命保険料控除の引き上げ（令和７年度税制改正により令和８年分から適用）
④扶養親族等の所得要件の改正

①②　基礎控除・給与所得控除の見直し

＜基礎/配偶者/特定親族/所得金額調整　控除申告書＞

・所得税法第 86 条の規定による基礎控除額が 58 万円から 62 万円に引き上げられました。あわせて、令和８年分・令和９年分については、合計所得金額に応じた特例による加算が設けられています。
・給与所得控除について、65 万円の最低保障額が 74 万円に引き上げられました（令和８年分・令和９年分）。
・Edge Tracker 年末調整申告では、合計所得金額に応じた基礎控除額の判定および控除額、給与所得の計算を改正後の内容に変更します。いずれも内部計算の変更であり、入力操作に変更はありません。
・給与等の収入金額が 219 万 1,000 円以上 220 万円未満の場合の給与所得は、計算結果によらず次の金額となります。

給与等の収入金額	給与所得
219 万 1,000 円以上　219 万 3,000 円未満	145 万 1,000 円
219 万 3,000 円以上　219 万 6,000 円未満	145 万 3,000 円
219 万 6,000 円以上　220 万円未満	145 万 6,000 円

・基礎控除額および給与所得控除額の詳細は、国税庁ホームページの「令和 ８ 年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について」等をご参照ください。

③　生命保険料控除の引き上げ

・23 歳未満の扶養親族を有する場合、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が 4 万円から 6 万円に引き上げられました（令和８年分・令和９年分）。一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の合計適用限度額（12 万円）に変更はありません。

＜保険料控除申告書（PC 版・スマートフォン版）＞

・「23 歳未満の扶養親族」の入力欄を追加します。あわせて帳票を新様式に変更します。
・「一般の生命保険料」の控除額は、23 歳未満の扶養親族の入力の有無によって計算欄が分岐します。

23 歳未満の扶養親族	新保険料の控除額	旧保険料との合計	一般の生命保険料控除額（イ）
なし	①（最高 40,000 円）	④＝①＋③（最高 40,000 円）	③と④のいずれか大きい金額
あり	②（最高 60,000 円）	⑤＝②＋③（最高 60,000 円）	⑤の金額

※旧保険料の控除額は③（最高 50,000 円）です。

［保険料控除申告書（PC 版）の画面イメージ］



［入力方法］

・「扶養控除等異動申告書から該当親族をコピーする」ボタンにより、扶養控除等異動申告書に入力済みの親族情報を転記できます。手入力も可能です。

・特例の対象親族には個人番号の入力が必要です。扶養控除等異動申告書の「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄は個人番号の入力が不要なため、この欄からコピーした親族には個人番号が転記されません。コピー後に個人番号を追加入力してください。

・スマートフォン版では、「年齢 23 歳未満の扶養親族の有無」を選択したうえで親族情報を入力します。住所または居所は「同居している」「同居していない」から選択します（住所が本人と完全一致、または住所欄に「同居」と記載されている場合が同居です）。

［保険料控除申告書（スマートフォン版）の画面イメージ］



［対象となる親族・対象外となる親族］

・合計所得金額 62 万円以下かつ 23 歳未満（平成 16 年 1 月 2 日以後生まれ）の扶養親族が入力対象です。それ以外の扶養親族は対象外で、生年月日（23 歳未満）と所得見積額（62 万円以下）のいずれかの要件を満たさない場合は保存時にエラーとなります。

・自身の扶養に入れていない親族であっても、同一生計であれば対象となります。例えば、子を夫の扶養としている共働き夫婦の場合、妻も自身の保険料控除申告書に当該の子を記載して特例の適用を受けることができます。

④　扶養親族等の所得要件の改正

＜扶養控除等異動申告書／基礎/配偶者/特定親族/所得金額調整 控除申告書＞

・扶養親族等の所得要件が次の通り変更されました。

対象	合計所得金額の要件（改正後）	合計所得金額の要件（改正前）
扶養親族・同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下	58 万円以下
特定親族	62 万円超　123 万円以下	58 万円超　123 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超　133 万円以下	58 万円超　133 万円以下
勤労学生	89 万円以下	85 万円以下

・Edge Tracker 年末調整申告では、所得見積額のチェック上限を改正後の金額に変更します。

・令和 8 年分から、扶養控除等異動申告書に記載する区分が「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」に変更されます。年齢および所得見積額に応じた判定は次のとおりです。

［特定扶養親族および特定親族の判定条件（年齢 19 歳以上 23 歳未満：平成 16 年 1 月 2 日～平成 20 年 1 月 1 日生まれ）］

扶養区分	所得要件	源泉控除対象親族	記載する申告書
特定扶養親族	62 万円以下	対象	扶養控除等異動申告書
特定親族	62 万円超　100 万円以下	対象	扶養控除等異動申告書
特定親族	100 万円超　123 万円以下	対象外	特定親族特別控除申告書

・合計所得金額 100 万円超 123 万円以下の特定親族は、源泉控除対象親族の人数にカウントせず、特定親族特別控除申告書に印字します。特定親族特別控除の額は令和 7 年から変更ありません。

・上記は源泉控除対象親族としての判定です。③の生命保険料控除における入力対象の判定（合計所得金額 62 万円以下かつ 23 歳未満）とは別の判定ですので、混同しないようご注意ください。

■年末調整事務における留意点■

・令和 8 年 11 月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。①基礎控除・②給与所得控除・④扶養親族等の所得要件の改正は令和 8 年 12 月に行う年末調整の際に適用されるため、令和 8 年分の最後の給与等が令和 8 年 11 月 30 日以前に支払われた従業員（12 月に給与の支給がなく、改正前の規定で年末調整を行う従業員）については、これらの改正内容が適用されません（改正後の控除等を受けるためには、確定申告等をする必要があります）。この場合の申告書への記載方法および Edge Tracker 年末調整申告での取扱いは、「３．一次対応リリースでの注意事項⑧」をご参照ください。

・②給与所得控除および④扶養親族等の所得要件の改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員の方は、その旨を記載した「令和 8 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出することになります。従業員の方に申告を忘れないよう周知をお願いします。

３．一次対応リリースでの注意事項

①一次対応のリリースでは、MJS 給与システム（ACELINK NX-Pro/CE、MJSLINK/Galileopt、かんたんクラウド給与）が令和 8 年版に対応していないため、次の期間は、『年調から MJS 給与への連携』が利用不可（システム上機能が無効）となります。

2026 年 10 月 18 日（日）0:00～2026 年 11 月 2 日（月）0:00

※『MJS 給与から年調への連携』『連携データ取込』『連携データ出力』は利用可能です。

※リリース作業のため、2026 年 10 月 18 日（日）0:00 から『年調から MJS 給与への連携』を停止します。

※2026 年 11 月 2 日（月）0:00 に機能は有効化されますが、連携先の MJS 給与システムが令和 8 年版になるまで正しく連携できません。下記④をご参照ください。

②Edge Tracker 年末調整申告で前年流用を行う場合は、一次対応のリリース後に給与システムからマスター連携を行い、その後に前年流用を実施してください。

※現行バージョンの令和 7 年版で給与システムからマスター連携を行い、『MJS 給与から年調への連携』・『連携データ取込』の「既存情報を全削除・新規情報を追加」を選択して令和 7 年版の申告書情報を削除してしまった場合、令和 8 年版の前年流用を行うことができなくなります。

③Edge Tracker 年末調整申告へマスター情報を連携する前に、必ず給与システム側のマスター情報を整備してから連携を実施してください。

※導入手順については、「５．その他」をご参照ください。

④『年調から MJS 給与への連携』を利用して申告書の内容を MJS 給与システムに連携する場合は、連携先の MJS 給与システムが令和 8 年版になっていることを確認してから実施してください。令和 8 年版のリリース日は製品により異なります。

製品区分	対象製品	令和 8 年版リリース日	お客様の作業
クラウド	かんたんクラウド給与	2026年11月3日(火) 0:00	不要（自動で令和 8 年版になります）。0:00 以降に連携してください
オンプレミス（企業系）	MJSLINK/Galileopt	2026年11月4日(水)	バージョンアップ作業が必要。作業の完了後に連携してください
オンプレミス（事務所系）	ACELINK NX-Pro/CE	2026年11月4日(水)	バージョンアップ作業が必要。作業の完了後に連携してください

※『年調から MJS 給与への連携』は 2026 年 11 月 2 日（月）0:00 に有効化されますが、この時点ではいずれの製品も令和 8 年版になっていません。連携は、上の表のお客様の作業を確認してから実施してください。令和 8 年版になる前の MJS 給与システムへ連携した場合、エラーにはならずに連携が完了しますが、次の内容が正しく連携されません。

・保険料控除申告書の「23 歳未満の扶養親族」の情報が連携されません。

・本人所得区分の内容が改正前後で変わっているため、配偶者の区分などが正しく取り込まれません。

※誤って令和 7 年版の MJS 給与システムへ連携した場合は、連携先を令和 8 年版にしてから、再度連携してください。

※オンプレミス製品は、リリース日以降にバージョンアップ作業を行ったうえで連携を実施してください。リリース日＝連携可能日ではありません。

⑤スマートフォンの最新 OS（iOS27／Android17）は、二次対応（2026 年 11 月 1 日（日））でリリースする予定です。既に最新 OS へアップデート済みのお客様は PC で操作をいただくか、二次対応のリリースをお待ちください。

⑥一次対応のリリースで、制限付き業務管理者権限に所属制御が追加されます。所轄・グループ・所属の設定内容によって操作対象となる社員が変わりますので、設定時の制限事項は別紙「Edge Tracker 年末調整申告　制限事項のご案内」をご参照ください。

※「社員が表示されない」など、設定の組み合わせによって起こる動作と注意点を、別紙の制限事項にまとめています。

⑦保険料控除申告書の「23 歳未満の扶養親族」欄（生命保険料控除の特例）について、次の点にご注意ください。詳細は「２．令和 8 年分所得税の年末調整に関する改正について」をご参照ください。

・保険料控除申告書の前年データ一括流用（管理者が全従業員の申告書をまとめて前年流用する機能）では、令和 7 年版に特例に関する項目がないため、特例の項目は流用されません。
・特例の対象となりうる親族が扶養控除等異動申告書に入力されているにもかかわらず特例欄が未入力の場合は、保存時および申告書を開いた時に確認メッセージを表示します（エラーではありません）。控除額が上限に達していて適用の必要がない場合もあるため、そのまま登録することもできます。

⑧令和 8 年分の最後の給与等を令和 8 年 11 月 30 日以前に支払う従業員（12 月に給与の支給がなく、改正前の規定で年末調整を行う従業員）について、次の点にご注意ください。

・申告書に記載する配偶者・扶養親族の所得金額は、改正前の基準で記載することになります。
また、＜③生命保険料控除の引き上げ＞は令和 8 年 12 月 1 日施行の対象ではないため当該従業員にも適用されますが、「23 歳未満の扶養親族」の判定は、改正前の合計所得金額 58 万円以下（給与収入 123 万円以下）で行います。
・Edge Tracker 年末調整申告は改正後（新法）の計算ロジックのみに対応しており、改正前の基準による登録および手修正はできません（改正前・改正後の分岐には対応していません）。そのため、例えば改正前の基準では扶養親族に該当しない合計所得金額 60 万円の親族についても登録でき、MJS 給与へ連携されます。保険料控除申告書の「23 歳未満の扶養親族」欄も、保存時のチェックは改正後の基準（合計所得金額 62 万円以下）で行うため、改正前の基準では対象外となる 58 万円超 62 万円以下の親族も入力でき、エラーになりません。

※該当する従業員がいる場合の対応方法については、一次対応（2026 年 10 月 18 日）リリース時にお知らせサイトにてご案内します。

４．インターフェースマニュアルの公開について

①　他社給与向けの連携について

改正・改良に伴い、連携データインターフェースマニュアルを改訂しましたのでお知らせサイトにて公開しています（※1）。

他社給与連携を利用されるお客様は、インターフェースマニュアルを参考に連携データ取込用 CSV ファイルを作成するようにお願いします。

※1 令和 7 年版 Edge Tracker 年末調整申告には対応していませんので、ご注意願います。

＜掲載場所＞

・お知らせサイト

② MJS 給与向けの連携について

インターフェースマニュアル（ACELINK NX-Pro/CE、MJSLINK/Galileopt、かんたんクラウド給与）については、ヘルプの「マニュアルダウンロードページ」からダウンロードが可能となります。「マニュアルダウンロードページ」への掲載は 2026 年 11 月 1 日（日）を予定しています。

５．その他

導入手順につきましては、ヘルプの「マニュアルダウンロードページ」からダウンロードが可能となります。「マニュアルダウンロードページ」への掲載は一次対応リリース時（2026 年 10 月 18 日）を予定しています。

以　上